

令和2年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和2年11月26日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

第4庁舎4階第1会議室・第2会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 対馬部長

資産管理部契約課 津曲課長、川端担当課長、

佐藤調整係長、野田土木契約係長、

三平建築契約係長

【設計担当】

港 湾 局 川崎港管理センター整備課 岩田担当課長、三亀担当係長
鶴田主任

建設緑政局 道路河川整備部南部都市基盤整備事務所 栗山所長、馬場担当係長
須藤職員

まちづくり局 指導部建築審査課 工藤課長、木村担当係長
小平職員

川崎区役所 道路公園センター整備課 河原課長、蛭子公園整備係長
松尾主任

高津区役所 道路公園センター整備課 関課長、伊藤課長補佐・土木整備係長
谷澤主任

上下水道局 下水道部施設保全課 清水課長、大重担当係長
岩田職員

交 通 局 企画管理部経理課 野川課長補佐

病 院 局 総務部経営企画室 欠席
他関係職員

- 4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について
(2) 令和2年4月1日から令和2年9月30日までの発注工事
の抽出事案について
(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 1名

7 発言の主な内容

事務局 [令和2年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題(1)について]

○「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

○「令和2年度上半期指名停止等一覧」(資料3)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和2年度上半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

土屋委員 資料1について、前年度の件数や、今年度と比較して増減はどのくらいなのか。

事務局 前年度の上半期は472件、前年度の下半期は441件である。全体的に450件前後となっている。

土屋委員 新型コロナウイルスの影響などはなかったのか。

事務局 件数の減少は少々見られるが、大きく影響しているわけではないと思われる。

土屋委員 資料2備考欄の「南部限定、北部限定」とはどのような趣旨か。

事務局 入札参加資格に本社所在地の要件を付している場合である。あまり限定的にしてしまうと、競争性が確保されないため、南部と北部で分けている。また、入札参加者数が多いため、地域を限定して履行場所周辺地域の業者に参加してもらうことを意図している。

土屋委員 資料2備考欄の「契約後VE」とはなにか。

事務局 工期が長い工事になるため、技術的な評価が見込まれるものについて、業者が契約後に施工計画の提案を行うものである。もしVE提案により請負金額が低減する場合でも第7条3項において、その金額の10分の5は請負金額から削減しないと定められている。

土屋委員 「契約後VE」の対象工事はどのように選定されているのか。

事務局 ここ数年で契約後VEを採用した案件はないが、今回の対象事案につ

| | |
|-----------------|--|
| 土屋委員 事務局 | <p>いては工事発注部局からの依頼により採用した。</p> <p>VE対象工事にするかを別部局で審査しているわけではないのか。</p> <p>別部局での審査はないが、必要があれば案件ごとにVE方式の適用について、1件ずつ確認している。</p> |
| 井町委員長 事務局 | <p>資料2備考欄の「週休2日モデル」とはどのような趣旨か。</p> <p>週休2日での工事を推進する趣旨である。施工において、週に2日の休みを確保すると工期が伸びるため、その分予定価格を補正している。週休2日が達成されればそのまま金額が支払われるが、達成しない場合は減額となる。現在は発注者指定案件となっており、全庁において試行実施している。</p> |
| 渡邊委員 事務局 | <p>随意契約の「梶ヶ谷小学校トイレ改修工事」について、随意契約にする必要性は。</p> <p>校舎の改修工事を行っていたが、同時期に別事業であるトイレの改修工事を行う必要が出てきたためである。仮設のスペースや工事費等の面から随意契約が妥当であると判断され、校舎の改修工事を行っていた業者と契約を締結した。</p> |
| 渡邊委員 事務局 | <p>まちづくり局発注の案件は落札率が高いものが多いように見えるが、その理由は。</p> <p>まちづくり局からは建築工事と設備工事が多く発注されており、近年の建築工事は落札率が高めになる傾向にある。</p> |
| 土屋委員 事務局 | <p>その傾向はいつ頃からなのか。</p> <p>傾向としては1、2年前からである。高めの価格で入札する業者が多く、再入札になりやすくなっている。</p> |
| 土屋委員 事務局 | <p>近年の再入札になる件数は以前より増加している傾向にあるのか。</p> <p>統計をとってはいないが、そういった傾向にある。</p> |
| 土屋委員 | <p>再入札が行われた案件に関しては、今後統計をとり傾向を調べてほしい。</p> |
| 土屋委員 事務局 | <p>資料3の番号1の指名停止案件について、</p> <p>①-1 違反行為の内容について具体的に。</p> <p>①-2 指名停止期間を6ヶ月とした理由は。</p> <p>②指名停止期間は全国的に統一されているのか、自治体ごとで異なっているのか。</p> <p>本件は、佐賀県で起きた案件になる。</p> <p>①-1については、佐賀県の空港で航空燃料の販売のほとんどを当該業者で行っていたが、他社と取引した会社とは取引をしないとしたため、公正取引委員会から排除措置命令が出された。</p> |

①－②については、指名停止の要綱で指名停止期間を6ヶ月以上から36ヶ月以内としているが、一般的に短い期間を採用するのが通例であるため、6ヶ月とした。

②については、国で定めている指名停止モデルがあるため、本市も他都市も大きく変わらないが、期間など多少異なるところもある。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題(3)について]

議題(3)の「令和2年4月1日から令和2年9月30日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局

○一般競争入札の抽出事案「川崎港臨港道路東扇島水江町線アプローチ部橋梁(そのⅡ工区)ほか工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「川崎港臨港道路東扇島水江町線アプローチ部橋梁(そのⅡ工区)ほか工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員

開札状況表について、

①辞退者4名であるが、辞退理由は何が想定されるか。

②ほとんどの業者が調査基準価格を下回っているが、予定価格の設定は適切なものか。要因はあるのか。

設計担当

①推察にはなるが、他の発注案件との関係で辞退があったと思われる。

②業者の算出する積算と、本市が出す調査基準価格が同額になるとは限らないが、調査基準価格より低い金額で札入れしても、調査基準価格に置き換えて計算されるため、積算に誤差があっても候補者になれるように価格を少し低めに設定して入札してきているのではないかと考えられる。

土屋委員

そのような事態は多いのか。また、事態が発生していることについて、何か問題はないのか。

事務局

調査基準価格の設定は、要綱で予定価格の80%～95%となっており、当該案件は93.7%となっている。これは、直接工事費のウエイトが高いことから、予定価格に対して調査基準価格が設定内でも少し高めに設定される傾向があり、有効札となる範囲が狭いため、調査基準価格を下回って入札した業者が多くなる状況が案件によっては起こり得る。

| | |
|--------------|--|
| 渡邊委員 事務局 | <p>また、平成31年4月からダンピング対策として調査基準価格を下回る入札を行った場合は、価格点を入札額ではなく調査基準価格と同額で算出するよう要綱を改正した。</p> <p>価格以外の評価点を決める基準とは。</p> <p>川崎市総合評価落札方式のガイドラインに基づいて、公告前に外部有識者に意見聴取を行ったうえで評価基準を定め、総合評価委員会にて審議・決裁し、公告時に示している。</p> |
| 土屋委員 事務局 | <p>業者ごとの総合評価点が近接し、業者同士が競っているような印象を受けるが、このような事例は多いのか。</p> <p>入札参加者の多くが大企業で、主観評価項目などの加点評価項目を多く持っているためであり、案件によっては、このような状況になるものと思われる。</p> |
| 渡邊委員 事務局 | <p>総合評価一般競争入札【簡易型】のお知らせの18(2)に関して、工事成績評定点の減点対象というのは、当該案件の契約金額が減額されるなどということではなく、次回以降の入札に関わってくるという趣旨でよいのか。</p> <p>当該案件において減額されるなどといったことはない。入札時の参加資格に工事成績点を付している場合があり、総合評価落札方式では総合評価点に工事成績の平均点を加味しているため、次回以降の入札に関わってくる。</p> |
| 事務局 | <p>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</p> <p>○一般競争入札の抽出事案「中原区内都市計画道路東京丸子横浜線（上丸子跨線部）道路築造（その4）工事」の入札条件・落札結果等について説明</p> <p>[一般競争入札の抽出事案「中原区内都市計画道路東京丸子横浜線（上丸子跨線部）道路築造（その4）工事」の事務局の説明に対する質疑について]</p> |
| 渡邊委員 設計担当 | <p>一般競争入札にも関わらず、くじ引きの2者以外が全て辞退し、その2者の落札率が100%である理由は。</p> <p>武蔵小杉駅の周辺で交通量が非常に多い道路を2車線から4車線にする建設工事であり、調整項目や交通量が多く、現場条件が非常に悪いため、参加者は入札に踏み切ることができず辞退したと思われる。</p> <p>次に落札率が100%である理由としては、国土交通省が作成してい</p> |

る土木積算システムを基準にして、川崎市に対応させたシステムを用いており、昨今は民間事業者の研究が進んでいる観点から相当精度の高い積算がなされ、本市の設計金額を正確に積算できているためである。

渡邊委員
設計担当

なぜ川崎市の積算を高精度で復元できるのか。

入札終了後に金入り積算書の開示請求が可能であるため、以前行った類似の案件を研究することにより、積算ノウハウが上がっている。そのため、落札率100%の案件がある。

井町委員長

落札率100%であると競争の原理が働いていないと思われる。国土交通省のシステムが基準になっており、川崎市でも使用しているということだが、川崎市独自で競争性を維持していく工夫をしてシステムを改善していくことはできないのか。

設計担当

少しでもブラックボックスがあれば開示請求が来るので、開示せざるを得ない。

井町委員長

国土交通省のシステムを使用している以上、他都市でも同じような状況が生じているのか。

設計担当

他都市の事例を研究していないので定かではないが、そのような状況が多くなっているということは聞いている。

土屋委員

実際、数年のプロセスを経て、次第に落札率100%に近づいていることがある事例が発生しているということで、前述のような説明を他都市でも受けた。

井町委員長

(次第に落札率100%に近づいている)事例が増加しているのは理解したが、競争性を確保できるように改善の検討をしていただきたい。

土屋委員

当該案件だけでなく、全体的に落札率100%に近くなる傾向があるなら、市としてその事態に対応する方針を考えてほしい。

事務局

落札率に関しては関与できるのではなく、価格の範囲内であれば適正な入札となる。しかし、競争性を保っていく必要があるので、設計に関するところは工事発注部局と連携していく考えである。

渡邊委員

他の土木積算の案件でも80%台の案件はあるが、どのような違いがあるのか。

設計担当

当該案件のような構造物の工事は施工難易度が高いため落札率が高くなることも多いが、舗装工事などは材料が比較的すぐに入手でき大規模工事にも対応しやすいため、入札価格を低くしても施工が可能となり、落札率が抑えられる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「狭あい道路舗装整備1号工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「狭あい道路舗装整備1号工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 開札状況表について、
①再入札を行う前に、業者に対して説明等はあったのか。
②再入札を行っても予定価格超過している業者がいるが、予定価格の設定は適切であったのか。

事務局 ①再入札の場合、説明等は行わず、1回目の入札の最低価格のみ入札参加者に伝えている。その価格より下回る金額での入札が可能であれば応札いただいている。

設計担当 ②4m未満の道路については、建築基準法42条第2項により、道路の中心線から2m分の道路を確保するため、セットバックする。セットバック部分をアスファルトで舗装する工事であるが、地域の特殊性があるため、施工難易度の観点から高めに入札されていると推測される。

土屋委員 舗装する距離はどの程度なのか。
設計担当 道路に隣接している敷地によるので、様々な数値が出てくるので一概には示せない。その都度距離を算出している。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「川崎区内公園施設補修（緊急）工事」の入札条件・落札結果等について説明

[「川崎区内公園施設補修（緊急）工事」の事務局の説明に対する質疑について]

井町委員長 最低制限価格と同額の業者が6者いるのは、どのような事情があるのか。

設計担当 土木の積算基準は、積算基準書・資材単価表・労務単価については全て一般に開示を行っているため、それに基づいて各者積算を行っている。また、近年は積算技術が上がっているため、業者間であまり差異がなくなっている。

事務局 最低制限価格の設定率は要綱で定めているので、予定価格が積算できると必然的に最低制限価格も算出できる。

井町委員長 価格を当てられる現象について、競争性を確保できるように改善の検

| | |
|-------------------------------------|--|
| 設計担当 | 討等しているのか。この問題に対して、部署で認識はしているのか。 その点に関しては積算を行う部署の管轄になるので、発注課としては検討等していない。積算技術については設計担当でコントロールできるものではなく、事業者が責任を持って行うものだが、認識はしている。 |
| 土屋委員 | 緊急工事ではあるが、随意契約ではなく指名競争入札にしたのは競争性確保に拘ったからか。 |
| 事務局 | そのとおりである。 |
| 土屋委員 | とても低い価格で札入れしている業者がおり、予定価格の6割程度であるが施工は可能なのか。 |
| 設計担当 | 推測になるが、事業者によって工事内容の得手不得手がある。例えば、当該案件は管理施設整備工や構造物撤去工として発注しており、当該業者はその工事に精通しており、低い価格でも施工可能だったのではないかと考えられる。 |
| 土屋委員 | 価格を当てられるのにも関わらず、最低制限価格よりも低い価格で札入れし、無効になっているのは何故か。 |
| 事務局 | 算定しやすいことは確かではあるが、必ずしも全者が発注者と同じ積算ができていないわけではないと考えられる。 |
| 【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】 | |
| 事務局 | ○随意契約の抽出事案「高津区内平瀬川浸水対策（護岸改良）工事」の入札条件・落札結果等について説明 [高津区内平瀬川浸水対策（護岸改良）工事」の事務局の説明に対する質疑について] |
| 土屋委員 | 特命随意契約理由では、令和2年9月30日までに整備を行うと記載があるが、履行期間自体は令和2年10月30日となっている。これについて問題ないのか。 |
| 設計担当 | 9月30日までに護岸の補強を行い、その後1か月間で架設撤去を行うことを予定していた。 |
| 土屋委員 | 護岸整備工事自体は、9月30日までに終了したのか。 |
| 設計担当 | 終了していない。 |
| 土屋委員 | 9月30日までに浸水対策を完了させるという随契理由と異なっているが、問題ないのか。 |
| 設計担当 | 当初の計画では平瀬川の護岸がどこで決壊したのかを目視で調べていたが、濾水計が停電により測れなくなってしまった。また、多摩川でも濾水計を使い、決壊した箇所の中で最も高い部分を測り、令和元年東日本台風の事案に沿った高さまでアクリル板を設置することになった |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 土屋委員 設計担当 | ということもあり、その設計変更により構造計算に時間を要した。 遅延の責任はどちらにあるのか。 本市側にあるため、随契理由としては問題ない。 |
| 渡邊委員 設計担当 | 追加工事が発生したということになるのか。 追加工事ではなく、再度構造計算をし直したことにより、本工事の期間を延長した。 |
| 土屋委員 設計担当 | 工期延長はどのくらいになったのか。 令和3年3月31日で終わる予定である。 |
| 土屋委員 | 随意契約で落札率100%というのはよく見るが、当該案件は100%ではない。どこかに誤差や理由があるのか。 |
| 事務局 | 総価契約での入札であるため、どこに誤差が発生したかということとは分からない。また、随意契約ではあるが、業者側も積算して入札しているため、落札率100%にならない場合もある。 |
| 【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】 | |
| 事務局 | ○随意契約の抽出事案「等々力水処理センターほかNo.1汚泥圧送ポンプ速度制御装置盤整備その他工事」の入札条件・落札結果等について説明 [等々力水処理センターほかNo.1汚泥圧送ポンプ速度制御装置盤整備その他工事」の事務局の説明に対する質疑について] |
| 井町委員長 | 本件のような場合、随意契約だけではなく一般競争入札も考慮しているのか。また、他の業者でも施工できないか等も検討しているものなのか。 |
| 設計担当 | 整備工事は、基本的に製造メーカーでないと交換や整備ができない。一方で、整備工事だからと言って全て同一内容の工事をするわけではないため、軽易な整備工事であれば、一般競争入札を考える場合もある。 |
| 井町委員長 設計担当 | その中で本件に関しては、随意契約を選んだということで良いか。 その通りである。 |
| 井町委員長 | 最初にその製造メーカーに発注してしまうと、その後も引き続き同一業者に発注することになると思うが、ある時点で別業者と競争させる検討をする余地はあるものなのか。 |
| 設計担当 | 既設の機械を延命化させるために整備工事を行うのであれば、製造メーカーと随意契約を締結するが、新しく更新する場合には製造メーカーと契約締結する必要はないため、一般競争入札等を検討していくことに |

なる。

井町委員長 本件に関しては、設備が摩耗してしまうと製造メーカーに発注することになるのか。

設計担当 類似の不具合が発生し、類似の整備工事になる場合には、製造メーカーと随意契約を締結することになる。

土屋委員 一度設置すると、整備を含めて何年程使用できるのか。

設計担当 機械によって、使用期間は定められており、当該制御装置は、15年を目安にしている。その期間までは、整備工事を行いながら機械を使用していく予定である。

土屋委員 整備工事は15年の間に何度か行うことになるのか。

設計担当 そのとおりである。また、15年を目標としているが、経費の観点から使用期間を過ぎても使用できるものは使用していく予定である。

土屋委員 一般競争入札で一度製造メーカーが決定してしまうと、その後15～20年のスパンに渡り、整備工事も一体化しているということになるが、最初の段階で何か考慮していることはあるか。

設計担当 基本的にはないが、下水道の設備は特殊であるため、設計段階で将来のメンテナンスも見込んで質の良い商品を選定できるように参考見積を取る際に確認し、協議を重ねている。

渡邊委員 メンテナンス費の方が割高に思えるが、メンテナンス費を抑えるような協議は厳しくしているのか。

設計担当 協議や工事内容を精査したうえで発注しており、価格は過去の同種工事実績等と照らし合わせて乖離がないように協議をしている。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和2年4月1日から令和2年9月30日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 [議題(4) その他について]

事務局 ○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、次回渡邊委員が抽出担当となる予定である旨を確認。

○令和2年度後期の委員会の開催日について

令和3年6月29日(火) 14時から委員会を開催することについて了承された。

[閉会]

井町委員長　それでは、これで令和2年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。